

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2021年5月）

日 時： 2021年5月24日（月）、26日（水）、27日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山下 晴之

IASB 会議（2021年5月）傍聴報告

日時：2021年5月24日（月）、26日（水）、27日（木）

スケジュール：別紙参照

2021年5月24日、26日及び27日に、オンラインにて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。5月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 動的リスク管理
- 資本の特徴を有する金融商品
- のれんと減損
- 基本財務諸表
- IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー
- 開示に関する取組み—SMEである子会社
- 保険契約の修正
- 維持管理及び一貫した適用

【5月24日（月）】

維持管理及び一貫した適用

給付の勤務期間への帰属（IAS第19号「従業員給付」）

（背景）

2021年4月、IFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、特定の確定給付制度について企業が給付を帰属させる勤務期間に関する要望を受けて議論を行った。IFRS-ICは、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて退職給付が帰属する期間を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、IFRS-ICは作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、上記のIFRS-ICの決定に反対するIASBメンバーがいるかどうかを議論した。

（主な暫定決定事項）

アジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。当該アジェンダ決定は2021年5月に2021年4月のIFRIC Updateへの補遺において公表された。

実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（IFRS第9号「金融商品」）

（背景）

2021年4月、IFRS-ICは、リスク管理目的がキャッシュ・フローを実質で「固定」することである場合のIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の適用に関する要望を受けて議論を行った。IFRS-ICは、IFRS基準における要求事項が、実質金利（名目金利ではなく）の変動から生じるキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理できるかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、IFRS-ICは作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、上記のIFRS-ICの決定に反対するIASBメンバーがいるかどうかを議論した。

（主な暫定決定事項）

アジェンダ決定に反対したIASBメンバーはいなかった。当該アジェンダ決定は

2021年5月に2021年4月のIFRIC Updateへの補遺において公表された。

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債

（背景）

IASBは、セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関する課題に対応するために、2020年11月に公開草案「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」を、2021年3月をコメント期限として公表し、IFRS第16号「リース」に修正を加え、売手である借手が、取引で発生する使用権資産及びリース負債に係る当初測定及び事後測定並びにリース負債に係る事後測定で用いる方法を規定することを提案している。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、本公開草案に対するフィードバックの要約について議論した。

（主な暫定決定事項）

今回のIASBボード会議では、何も決定を求められなかった。

IFRIC Update

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、IFRS-ICの2021年4月の会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細は2021年4月のIFRIC Updateで公表された。

（主な暫定決定事項）

今回のIASBボード会議では、何も決定を求められなかった。

開示に関する取組み—SMEである子会社

（背景）

IASBは、中小企業（Small and Medium-sized Entities (SMEs)）の定義を満たす子会社に対して、IFRS基準の認識及び測定の要件並びにIFRS for SMEs基準の開示要件を最小限の調整で適用することを許容するためのプロジェクトを進めている。本プロジェクトは2021年1月のIASBボード会議において、次のデュー・プロセスとして公開草案に進むことが決定され、2021年2月のIASBボード会議では、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に関するデュー・プロセスの手順（書面投票プロセスの開始の許可を含む）について議論されている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、本公開草案の文案作成において識別された整理論点

について議論した。

（主な暫定決定事項）

IFRS 基準における最近の修正

IASBは、企業が重要な（significant）会計方針ではなく重要性がある（material）会計方針を開示するよう提案することを暫定的に決定した。この提案は、2021年2月に公表したIAS第1号「財務諸表の表示」の修正（これはIFRS第7号「金融商品：開示」の第21項の関連する修正を含んでいる）と整合的である。またIASBは、IFRS第7号の第24J項(c)に合わせて、企業が代替的な指標金利への移行から生じるリスク管理戦略の変更を開示するよう提案することを暫定的に決定した。

その他のIFRS 基準における開示要求の免除

IASBは、開示削減の基準書を適用する企業が免除されるIFRS 基準における開示要求のすべてを列挙した付録を本公開草案に含めることを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは、本公開草案を2021年第3四半期に公表する予定である。

動的リスク管理

（背景）

IASBは、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的リスク管理（DRM））に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRMの会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトを進めている。

2021年4月のIASBボード会議では、本プロジェクトにおいて提案しているコア・モデルの評価に係るアウトリーチ（2020年10月から2021年2月にかけて実施）の結果について、DRMを使用している銀行からのフィードバックの要約が報告され、会計モデルの実行可能性及び運用可能性に重大な影響を与えるトピックに関するフィードバックについて議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、DRMのプロジェクト計画及びアウトリーチの間に識別された主要な課題を検討するための次の日程について議論した。

- (1) リスク限度及び目標プロファイルの相互関係
- (2) 期限前償還可能な金融資産の割合の指定
- (3) デリバティブの公正価値変動のその他の包括利益における認識
- (4) プロジェクトの方向性の決定

（主な暫定決定事項）

今回の IASB ボード会議では、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は今後の会議で、アウトリーチの間に識別された主要な課題を解決できるかどうかについて、まずは、上記の(1)リスク限度及び目標プロファイの相互関係から検討する予定である。

【5月26日（水）】

のれんと減損

（背景）

IASB は現在、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューの結果に対応するリサーチ・プロジェクトを進めており、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」を、2020年12月をコメント期限として公表した。

2021年3月のIASB ボード会議では、本ディスカッション・ペーパーに寄せられたコメント並びにコメント募集期間に別途実施したフィールドワーク及びアウトリーチ活動におけるフィードバックの全体的な概要が報告された。また、2021年4月のIASB ボード会議では、財務諸表利用者からのフィードバック、企業結合のその後の業績に関する開示の提案に対するフィードバック及び現行のIFRS 第3号の開示要求事項の改善提案に対するフィードバックの概要が報告された。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASB ボード会議では、本ディスカッション・ペーパーの次に対するフィードバック及び本ディスカッション・ペーパーにおけるトピックに関しての学術文献のレビューについて議論した。

- (1) のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの有効性
- (2) のれんの事後の会計処理
- (3) のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの簡素化
- (4) 本ディスカッション・ペーパーにおけるその他のトピック

（主な暫定決定事項）

今回の IASB ボード会議では、何も決定を求められなかった。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASBは、発行者の観点から、金融商品に関する負債と資本の分類規定の改善等を図ることを目的とし、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトを進める中で、2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を、2019年1月をコメント期限として公表した。その後、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックの分析が行われたが、開示の提案に対して財務諸表利用者から全般的な支持があったことを踏まえて、2019年10月のIASBボード会議で議論されたプロジェクトの計画の一部に当該提案を出発点とする開示の改善が組み込まれた。なおIASBは、2020年12月のIASBボード会議において、本プロジェクトを基準設定プログラムに追加することを決定している。

2021年2月のIASBボード会議では、企業の清算時にのみ発生する義務を伴う金融商品の会計処理における課題、及び本ディスカッション・ペーパーで探求した開示の提案（すなわち、契約条件、清算時の優先順位及び潜在的な希薄化に関する情報の開示についての提案）の考え得る精緻化について議論が行われた。2021年4月のIASBボード会議では、引き続き開示の提案の考え得る精緻化についての議論が行われ、このうち清算時の優先順位についてのスタッフ提案に対し、ボードからいくつかの明確化が求められた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、清算時の優先順位に関する情報の開示の提案の考えられる精緻化についての議論を継続した。これらの開示の提案は、企業が発行する金融商品に関するものであり、最終確定される場合には、IFRS第7号に組み込まれることとなる。

（主な暫定決定事項）

企業に対する請求権の性質及び優先順位の開示

IASBは、次のことを要求することを暫定的に決定した。

- (1) 企業が注記において、金融商品である請求権の開示及び区分を、その性質及び優先順位の相違を反映する方法で行うとともに、最小限、次のものを区別する。
 - ① 担保付きの金融商品と無担保の金融商品
 - ② 契約上劣後している金融商品と劣後していない金融商品
 - ③ 親会社が発行したか又は義務を負っている金融商品と子会社が発行したか又は義務を負っている金融商品
- (2) IAS第32号「金融商品：表示」の範囲に含まれるすべての金融負債及び資本性金融商品について開示を行う。

特定の金融商品についての清算時の優先順位に関する契約条件の開示

IASBは、次のことを要求することを暫定的に決定した。

- (1) 企業が注記において次のことを開示する。
 - ① 清算時の優先順位を示す契約条件
 - ② 清算時の優先順位の変更を生じさせる可能性のある契約条件
 - ③ 該当する場合（例えば、一部の劣後負債が他の劣後負債に契約上劣後している場合）に、特定の種類の金融商品に複数の契約上の劣後レベルがある旨
 - ④ 清算時に優先順位がどのように決定されるのかに影響を与える可能性のある関連する法令の適用に関する重大な不確実性に企業が気付いている場合の記述的情報
 - ⑤ 清算時の優先順位に影響を与える可能性のある保証などのグループ内の契約の詳細（例えば、どの企業が保証を提供し、どの企業が保証を受けているか）
- (2) 債務と資本の両方の特徴を有するすべての金融商品（複合金融商品を含むが、単独のデリバティブ金融商品は除く）について開示を行う。

企業は、(1)に示した開示を、IASBが2021年4月に暫定的に合意した契約条件に関する開示の一部として行うことを要求される。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で、2019年10月に議論したプロジェクト計画に含まれていた他のトピックについて引き続き議論する予定である。

IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー

（背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 基準を完全なIFRS 基準と整合させるかどうか、またどのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 基準の2019年における包括的な見直し」を、2020年10月をコメント期限として公表した。2021年3月のIASBボード会議では、本情報要請における調整(alignment)アプローチを用いて、IFRS for SMEs 基準の修正の公開草案を作成することを暫定的に決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、SMEである作成者とのインタビューの要約を受け、IFRS for SMEs 基準の第2章及び第11章の修正を提案すべきかどうか及び提案の方法について議論した。

（主な暫定決定事項）

公開草案に向けて—2018年「概念フレームワーク」

IASBは、第2章「概念及び全般的な原則」をIFRS for SMEs基準の一部として維持することを提案することを暫定的に決定した。また、次のことを提案することを暫定的に決定した。

- (1) 第2章を2018年「概念フレームワーク」に合わせ、IFRS for SMEs基準の他の章における要求事項は、それがなかった場合に第2章が要求する内容に優先する旨を強調する。
- (2) IASBがIFRS for SMEs基準の修正案に関する審議を完了した時点で、改訂後の第2章とIFRS for SMEs基準の他の章との間の潜在的な不整合のレビューを行う。
- (3) 「過大なコストや労力」の概念を維持する。

公開草案に向けて—IFRS第9号「金融商品」（金融資産の分類及び測定）

IASBは、修正の文言を条件として、第11章「基本的な金融商品」における設例を契約上のキャッシュ・フロー特性に基づく金融資産の分類に関する原則で補足するIFRS for SMEs基準に修正を提案すると暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する予定である。

【5月27日（木）】

基本財務諸表

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、企業の業績報告に関する比較可能性と透明性に関する投資家の懸念に対処するために、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」を、2020年9月をコメント期限として公表した。本公開草案は、財務諸表における表示及び開示に関するIFRS基準の提案を示したものであり、最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えることになる。

2020年12月及び2021年1月のIASBボード会議では、本公開草案に対するフィードバックが議論され、2021年3月から本公開草案における提案の再審議が開始されている。なお、本公開草案における提案のうち、概ねよく受け止められている次の提案については提案した内容で進め、範囲を絞った議論を行う（すべての側面について再審議を行わない。）こととされている。

- 純損益計算書における小計及び区分
- 経営者業績指標（MPM）
- 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割

- キャッシュ・フロー計算書の修正 など

また、その他の賛否が分かれている本公開草案の提案については、はじめに検討の方向性を決定したのちに提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用することとされている。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の IASB ボード会議では、純損益計算書における小計及び区分に関する本公開草案における提案のうちのいくつかが再審議された。

（主な暫定決定事項）

IASB は、下記のことを暫定的に決定した。

小計及び区分—財務区分

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- (1) IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における「財務活動」の定義への追加を行う提案を進めない。
- (2) 次のものを純損益計算書の財務区分に分類することを企業に要求するアプローチをさらに検討する。
 - ① 資金調達のみを伴う取引から生じる負債からのすべての収益及び費用
 - ② 他の負債からの金利収益及び金利費用

小計及び区分—財務及び法人所得税前利益

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- (1) 純損益計算書において独立の投資区分及び財務区分を導入する提案を維持する。
- (2) 「財務及び法人所得税前利益」の小計を定義し、それを純損益計算書に表示することを要求するという提案を維持する。
- (3) 現金及び現金同等物からの収益及び費用を財務区分ではなく投資区分に分類することを企業に要求する。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

のれんと減損（続き）

（今回の会議における主な論点）

ディスカッション・ペーパーにおいて示した予備的見解を再審議する計画について議論された。

（主な暫定決定事項）

今回の IASB ボード会議では、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は今後の会議で、本ディスカッション・ペーパーにおける予備的見解の再審議を開始する予定である。

IFRS 第 17 号「保険契約」

（背景）

最近、一部の保険企業から、IFRS 第 17 号の経過措置について、IFRS 第 17 号が適用される比較対象期間において一部の金融資産に IFRS 第 9 号が適用されないことから金融資産と保険契約負債の間で重大な会計上のミスマッチが生じる可能性があり、それにより情報の有用性が損なわれることが懸念されており、IASB に対応が要望されている。

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、保険企業が IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の適用開始時に表示する比較情報において生じる可能性のある、一時的な会計上のミスマッチ及び分類の不整合に関するフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

今回の IASB ボード会議では、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で、保険企業がミスマッチ及び不整合を低減させることを可能にする IFRS 第 17 号の狭い範囲の修正を提案すべきかどうかについて議論する予定である。

別紙 1 スケジュール

5月24日（月）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--|
| 11:00-12:00 | 維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 60 分→56 分） |
| 12:00-12:45 | 開示に関する取組み—SME である子会社（アジェンダ・ペーパー31） （予定 45 分→25 分） |
| 13:15-13:45 | 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）（予定 30 分→8 分） |

5月26日（水）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--|
| 9:30-12:00 | のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 150分→141分） |
| 12:00-12:30 | 休憩 |
| 12:30-13:00 | 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 30分→20分） |
| 13:00-14:00 | IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 60分→42分） |

5月27日（木）

| 時間（予定） | アジェンダ項目 |
|-------------|--------------------------------------|
| 09:30-12:00 | 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）（予定 150分→144分） |
| 12:00-12:30 | 休憩 |
| 12:30-13:30 | のれんと減損（続き）（アジェンダ・ペーパー18）（予定 60分→12分） |
| 13:30-14:30 | 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）（予定 60分→24分） |

以 上

プロジェクト **基本財務諸表 IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」**

項目 **IASB 1 月ボード会議における議論の概要（再審議の計画）**

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2019 年 12 月に基本財務諸表プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に関連する公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「公開草案」という。）を公表し、2020 年 9 月 30 日までコメントを募集した。
2. 本資料は、公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、IASB が 2021 年 1 月のボード会議（以下「ボード会議」という。）で議論した再審議の計画についてご紹介することを目的としている。

再審議の計画の概要

IASB スタッフ提案の概要及び暫定決定

（IASB スタッフ提案の概要）

3. ボード会議における IASB スタッフ提案の概要は次のとおりである。
 - (1) 公開草案における提案のうち、概ねよく受け止められている純損益計算書における小計及び区分、経営者業績指標（MPM）、分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割、キャッシュ・フロー計算書の修正などの提案については、提案した内容で進めていくことを予定している。これらの項目については、直ちに範囲を絞った議論を行い、すべての側面について再審議を行うことは予定していない。（本資料第 5 項及び第 6 項参照）
 - (2) その他の賛否が分かれている、例えば表示すべき最低限の行項目（minimum line items）、営業費用の分析、通例でない収益及び費用、不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業、MPM の範囲に関する公開草案の提案については、はじめに検討の方向性を決定したのちに提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用する。（本資料第 14 項及び第 15 項参照）

（暫定決定）

4. IASB は IASB スタッフ提案に賛同した。今後のボード会議においてこの計画に沿って再審議が行われる予定である。

再審議のアプローチ

(再審議の優先度の高い項目に対するアプローチ)

5. 公開草案の提案のうち、概ね良く受け止められて (generally well received) いる項目は、提案した内容で進めていくことを予定している。具体的には、基本的なアプローチ (basic approach) を進めるべきであると考え理由を簡潔に説明し、IASB が当該アプローチを確認した後に、直ちにこれらの項目に関する範囲を絞った議論を行うことを予定している。
6. これらの項目については、公開草案における提案の全ての側面について再審議を行うことは予定していない。このように扱う項目に区分される主な項目は次のとおりである。
 - (1) 純損益計算書における小計及び区分 (ただし、不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業に関する提案を除く。)
 - (2) 経営者業績指標 (MPM) (ただし、収益及び費用の小計以外の指標 (measures) を含めるために、MPM の範囲を拡大するかどうかの議論については、段階的なアプローチ (後述) を用いることを予定している。)
 - (3) 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割
 - (4) キャッシュ・フロー計算書の修正
7. 前項の項目が再審議の優先度が高いとされる理由は、次のとおりである。

| 項目 | 理由 |
|------------------|--|
| 純損益計算書における小計及び区分 | <p>純損益計算書に表示される小計及び区分は、本プロジェクトが焦点を当てる中核である。また、提案は利害関係者から良く受け止められており、関連する項目については効率的に最終化させることが可能である。</p> <p>ただし、持分法で会計処理される関連会社及び共同支配企業を不可分のもの又は不可分でないものに分類することに関連する提案は含めるべきではないと考える。関連する提案はプロジェクトが焦点を当てる主要な項目でなく、賛否が分かれており、他の提案とは異なるアプローチを適用しなければならず、最終化にあたり、より長い時間がかかる可能性があるためである。</p> |

| 項目 | 理由 |
|--------------------------------|--|
| MPM | MPM は、純損益計算書の小計で提供される情報を補完する情報を提供し、プロジェクトが焦点を当てる項目の一部となる。この提案については、多くの利害関係者がさらに範囲を広げることを望んだものの、提案そのものは概ね支持されていた。 |
| 基本財務諸表及び注記の役割並びに分解表示に関する全般的な提案 | 提案は良く受け止められていたが、利害関係者は、さらに開発することを望んだ。また、これらの提案は、通例でない収益及び費用、営業費用の分析及び最低限の行項目を含む具体的な分解表示の提案に関する作業における枠組みをもたらしている。 |
| キャッシュ・フロー計算書における分類 | 提案は利害関係者に良く受け止められており、効率的に最終化させることが可能である。 |

純損益計算書の区分に関する再審議のアプローチ

8. 純損益計算書の区分の議論を進めるにあたっては、次の2つの前提を置くことを予定している。
 - (1) 営業利益の小計を定義し、企業にこれを表示することを要求することを進める。すべての法域及び利害関係者の種類（利用者はすべて）にわたり、大多数の（most）回答者は、営業損益の小計を定義し、企業にこれを表示することを要求することは、純損益計算書において目的適合的かつ比較可能な情報を提供することになると賛成した。
 - (2) 営業区分を他のどこにも分類されない収益及び費用に関する既定の（default）区分として定義することを進める。多数の（many）回答者（ほとんど全ての（almost all）利用者を含む）は、このアプローチが営業損益を定義するための実務的（pragmatic）なアプローチであると賛成した。
9. はじめに、IASB にこのアプローチを確認することを求め、同じ資料において、どの収益及び費用を営業損益から除外すべきかに関する分析及び提案を示した後に、次に掲げる残りの項目を扱うことを予定している。

| 項目 | 詳細項目 |
|------------------------------|--|
| 財務区分、並びに財務及び法人所得 税前純損益の小計 | <ul style="list-style-type: none"> ● 現金及び現金同等物から生じる収益及び費用の分類 ● 「財務活動」の定義 ● 財務活動から生じたものではない負債に係る利息収益 |

| 項目 | 詳細項目 |
|-----------------------------|---|
| | 及び利息費用の分類 <ul style="list-style-type: none"> ● 営業債務 (trade payables) 及び営業債権 (trade receivables) に係る利息の分類 ● 当該区分は増分費用 (incremental expenses) を含めるべきかどうか |
| 投資区分 | <ul style="list-style-type: none"> ● 別個の区分とすべきかどうか ● 「投資から生じる収益及び費用」の定義 ● 増分費用について追加のガイダンスを提供するかどうか ● 投資活動から生じるキャッシュ・フローとの整合性 (alignment) ● 当該区分は投資の実行及び売却の意思決定から生じる収益及び費用を含めるべきかどうか |
| 特定の主要な事業活動を行っている企業に関する提案の適用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「主要な事業活動」に関する追加的なガイダンスを提供すべきか、提供すべきである場合、それはどのようなものか ● 企業が「主要な事業活動の過程で行っている投資」であるかどうかをどのように決定するか ● 主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供している企業に関して提案されている会計方針の選択 |
| 為替差額及びデリバティブから生じた利得及び損失の分類 | <ul style="list-style-type: none"> ● 為替差額を関連する区分に配分すべきか ● ヘッジ指定されていないデリバティブに係る利得及び損失の分類 ● ヘッジの相殺ポジションにある場合又は過大なコストや労力を要する場合の、デリバティブに係る利得及び損失を投資区分に分類する提案 |
| 関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用の分類 | この項目には段階的なアプローチを用いる。はじめに、IASB に対し、関連会社及び共同支配企業に関連する提案（不可分な及び不可分でない関連会社及び共同支配企業を区別すること、並びに、関連する小計及び最低限の行項目を要求すること）のそれぞれを進めることを望むかどうか、また、その他のアプローチを採用することが実行可能である (feasible) かどうかについて質問する予定である。その後、IASB が進めることを決定した項目を開発する予定である。 |

MPMに関する再審議のアプローチ

10. ほとんど全ての (almost all) 利用者を含む多数の (many) 回答者が、MPMに関する情報を財務諸表に含める提案は透明性を改善し、財務業績についての目的適合的な情報を提供することに賛成した。このため、IASB が MPM に関する情報を財務諸表に含める提案を進めることを前提とする予定である。
11. ここには、このプロジェクトの中で MPM の範囲を広げることが可能であるかどうかの分析も含める予定である。多数の (many) 回答者は、財政状態計算書又はキャッシュ・フロー計算書に表示された項目を基礎とする指標を含むように範囲を拡大することを提案している。範囲の変更を行った場合、それがどのようなものであっても、MPM に関連する残りの提案、例えば開示要求に影響を及ぼすことになる。仮にIASB が範囲の拡大を検討することを決定した場合には、その後の資料でその範囲はどうあるべきかを扱う予定である。
12. その後、次に掲げる残りの項目を扱うことを予定している。

| 項目 | 詳細項目 |
|--------------------|--|
| MPM の定義の残りの側面 | <ul style="list-style-type: none"> ● MPM を一般とのコミュニケーションにおいて含まれる業績指標と定義することにより示唆される範囲の明確化 ● 財務諸表に含まれる情報については、企業の業績を忠実に表現することが一般的に求められていることを踏まえ、MPM が企業の業績の一側面を忠実に表現すべきことを明示する必要性 ● MPM について、業績に関する経営者の見解を示すものとする定義が、意図せずに業界指標などの一部の指標を除外することになる可能性があるかどうか ● IFRS 基準で規定されている小計を補完しないために定義から除外される指標を、企業が識別するのに役立つ追加的なガイダンスが必要かどうか |
| MPM とその他の要求事項の相互作用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 通例でない収益及び費用に関する提案 ● セグメント報告 ● 財務業績の計算書におけるその他の小計 ● 1株あたり利益指標 |
| 開示要求 | <ul style="list-style-type: none"> ● 調整表に関連する提案 ● 税金及び非支配持分の開示に係る要求事項 ● 列の使用に係る制限などの表示に係る制限 |

| 項目 | 詳細項目 |
|------------------|---|
| | ● MPM ではない非 GAAP 指標に関する具体的なガイダンスが必要かどうか |
| EBITDA に関連する要求事項 | — |

分解表示に関する再審議のアプローチ

13. 議論を進めるにあたり、特段の前提を置かないことを予定している。本資料第7項のとおり、はじめに、基本財務諸表及び注記の役割並びに分解表示に関する全般的なガイダンスに係る分析及び提案から着手する予定である。

(段階的なアプローチ)

14. その他の提案に対する賛否は分かれており、複数の方法を検討する必要がある可能性があるため、再審議において次のような段階的なアプローチを予定している。

第1段階：提案の目的及び当該目的を達成するための代替案の実現可能性を議論するための資料を作成し、IASB に対し大まかな方向性 (general direction) の決定を求める。

第2段階：第1段階の議論を受け、提案の詳細を議論する。

15. 段階的なアプローチによる主な項目は次のとおりである。また、これらの項目の他にも本資料第6項(2)に記載したとおり、MPM に関し、収益及び費用の小計以外の指標にまで範囲を拡大するか否かについても、段階的なアプローチを用いる予定である。

(1) 表示すべき最低限の行項目 (minimum line items)

(2) 営業費用の分析

(3) 通例でない収益及び費用

(4) 不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業

16. 段階的なアプローチでは次の項目などを議論する予定である。

| 項目 | 備考 |
|--------------------|--|
| 表示すべき最低限の行項目 | 一部の利害関係者から提案されたように、最低限の行項目の包括的なレビューを実施すべきかどうかの議論を含める予定である。 |
| 営業費用の性質別及び機能別による分析 | 全般的なアプローチ及び作業の範囲を対象にするとともに、IASB に対し、提案の目的、どの提案を IASB が進めたいのか及び提案の目的を達成するその他のアプローチを採用することが可能かどうかを明確にするよう求める予定である。 |
| 通例でない収益及び費用 | 提案の目的及び全般的な方向性を対象とするとともに、IASB に対し、提案の目的、どの提案を IASB が進めたいのか及び提案の目的を達成するその他のアプローチを採用することが可能かどうかを明確にするよう求める予定である。 |
| 明記された追加的な小計 | ただし、MPM に関する資料の一部として議論する予定の EBITDA を除く。 |

再審議の中で議論する予定のその他の項目

17. 再審議の中で議論する予定のその他の項目は次のとおりである。

- (1) その他の包括利益項目に関連する提案
- (2) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」から引き継がれる要求事項
- (3) その他の IFRS 基準の修正
- (4) 経過措置
- (5) 発効日

(プロジェクトの時期 (timing))

18. 現在のところ、本プロジェクトが完了する時期に関する見積りを示すことはできない。これは、段階的なアプローチによる議論を必要とするプロジェクト項目に関して、次のことがあるためである。

- (1) 次の段階に進む前にプロジェクトの範囲を変更したり、さらなるアウトリーチ又はリサーチを実施することを決定したりする可能性がある。
- (2) ある項目に関して追加的な作業が必要とされた場合、そのことはその他の項目

に関する作業が中断されることを意味する可能性がある。

19. IASB は、これらの項目に関してある程度議論が進んだところで、基準開発の完了時期の見積りを策定することを予定している。

1 月ボード会議での主要な議論

20. IASB は、IASB スタッフが提案した再審議の計画は利害関係者に議論の方向性を示したものであるとして支持した。また、IASB スタッフに対し、提案における一貫性のある小計を表示することのメリットについての分析を行うよう求め、また、新しい小計を最初に表示する際に、IASB がどのようにして実務担当者を支援できるかについても検討するよう求めた。
21. 現在の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の主要な業績指標を純損益計算書の本表に表示する実務は、注記よりも財務諸表作成者と投資家の効果的なコミュニケーションに資すると観察されるため、営業損益の定義の議論の中で、企業の管理目的に用いられるものとは異なる小計が、投資家が企業の業績を理解するためにどの程度有効なのかについて十分な分析を行うことを求めたいというコメントがあった。
22. 現在、作成者は現行の要求事項による投資家との有効かつ効率的なコミュニケーションの恩恵を享受しており、これらが変わることの影響は大きいと、将来経過措置等の議論をより幅広く行うことを検討してほしいという意見があった。
23. 扱う項目について、より効率的に優先順位をつけるために、最初に相互依存性の高い項目を特定すべきであるとのコメントがあった。
24. 「主要な事業活動」の定義をいつどこで議論するのか、また、投資活動及び財務活動の分類の議論の前なのか後なのかについての質問があった。IASB スタッフは、これらのトピックを併せて審議することを検討したが、「主要な事業活動」の定義並びに投資活動及び財務活動の分類は複雑な問題であるため、別個に議論すると説明した。
25. MPM の定義に関して、これまでの IASB での議論では、MPM は提案における小計の代用ではなく補完するものであると結論づけられているが、利害関係者が迷わないように MPM が小計の代用であるか、それとも小計を補完するものであるかについて明確にすべきであるとのコメントがあった。

ディスカッション・ポイント

上記の議論の概要に関して、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上